

デビットカードの不正使用と預金者保護法の適否**【文献種別】** 判決／東京地方裁判所**【裁判年月日】** 平成29年11月29日**【事件番号】** 平成28年（ワ）第8712号**【事件名】** 補償金請求事件**【裁判結果】** 棄却**【参照法令】** 偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（預金者保護法）4条1項**【掲載誌】** 金法2094号78頁

LEX/DB 文献番号 25550748

事実の概要

XはY銀行に預金口座を開設してデビットカード取引システム（以下、本件取引システム）の利用に同意し、デビットカード（以下、本件カード）の貸与を受けた。Xは海外旅行の際、平成26年11月2日から平成27年1月26日まで本件カードを使用し、12万5,349円を現金自動支払機（以下、ATM）から引き落とししたが、平成26年11月5日から9日にかけて、何者かが無断で本件カードの情報および暗証番号を使用し、ATMから計86万7,719円相当の現地通貨が引き出され（本件引出行為）、同額がXのY銀行預金口座から引き落とされた。平成26年11月16日頃にインターネット上の通知でその事実を知ったXは、旅行先からYにその旨を電話連絡したところ、Y担当者から帰国後に補償金手続きをすればよい旨を告げられ、帰国後に速やかに補償請求するとともに、警察に被害の相談をした。本件カードはXの手元にあり、紛失・盗難の事実はない。

そこでXはY銀行に対し、本件引出行為による金額の補償を求めた。本件の争点は、①本件カードによる本件引出行為がY銀行デビットカード規定（以下、本件カード規定）・同盗難補償規定（以下、本件補償規定）の対象となるか、②本件引出行為に対し、預金者保護法の適用または類推適用が認められるかである。

なお、本件カード規定・本件補償規定内容は、以下の通りである。

本件カード規定では「5条（暗証番号）5項 会員は、デビット用暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するも

のとします。当行に責のある場合を除き、会員はデビット用暗証番号が使用されて生じた一切の債務、損害等については、自己においてその責めを負う者とし、当行は一切責任を負わないものとします。」とされ、「14条（カードの紛失・盗難、偽造・変造および損害の補てん）1項 会員がカードの紛失・盗難、偽造・変造により他人にカードまたはカード情報を使用された場合、そのカードまたはカード情報の使用に起因して生じた一切の加盟店等の債権については、当行はこれに対応する債務を売買取引等債務とみなして本規定を適用し、本規定に定めるところに従い決済を行うものとし、それに関する責任はすべて会員が負うものとします。2項 前項に関わらず、会員がカードの紛失・盗難、偽造・変造の事実を速やかに当行へ直接電話等により連絡の上、最寄りの警察署に届け、かつ所定の書類を当行に提出した場合は、当行がその連絡を受理した日（以下「受理日」といいます。）を含めて31日前までさかのぼり、また当該受理日を含めて61日後まで、当行は、当行所定の方法により、発生した損害について補てんします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、当行は、その損害を補てんいたしません。」とされ、その中に、「④カード利用の際、登録された暗証番号が使用された場合」があげられていた。

本件補償規定では、「3条（補償が行われない主な場合）1項 第1条の規定にかかわらず、次に掲げる損害に対して補償は行われません。」とされ、例えば、お客様の故意・重過失に起因する損害、同居の親族等の盗難による損害、他人に譲渡・貸与等された損害、規定違反による損害、社

会秩序の混乱の際の盗難・紛争による損害などがあげられていたが、暗証番号による使用の損害はあげられていなかった。

判決の要旨

1 争点①について

(1) 本件引出行為には、Xの暗証番号が使用されたのであるから、Xに過失があるか否かにかかわらず、本件カード規定14条2項ただし書4号により、Xが被った損害は、規定による補償の対象外であるといわざるを得ない。盗難補償規定がカード規定を前提としていることは明らかである。

(2) 暗証番号の使用に会員の過失が否定される事情がある場合には補償対象から除外すべきでないとのXの主張は、上記規定中にその文言がない以上、規定の文理に反する。Yはデビット用の暗証番号につきカードのICチップ内に記録させるシステムを採用するなどセキュリティの確保を図っており、Xも暗証番号の不正使用が補償の対象外とされる規定を承認していることから、Xの主張は合理的根拠を認めるに足りないというべきである。

2 争点②について

(1) 「デビットカードを利用して海外ATMから現地通貨を引き出す際の取引の仕組みは、引き出される現地通貨は会員の口座から引き出された現金ではないことなどに照らして預金の『払戻し』ではないことが明らかであるし、カードを発行した金融機関は、会員からの指示ではなく加盟店(海外金融機関)からの利用情報に基づいて会員の口座からの引き落とし及び送金を行っている点などに照らすと『振込み』とも異なるというべきであるから、偽造デビットカードによる海外ATMからの現地通貨の引出し及びそれに起因する預金の引落しについて預金者保護法4条1項を適用することはできない。」

(2) 「預金者保護法4条1項の類推適用の可否についてみるに、そもそも、預金者保護法は、偽造カードや盗難カード等を用いて行われるATMによる取引を保護の対象としており、対面取引は保護の対象としていないところ、デビット取引は加盟店における対面取引の際にカードリーダー等の端末を利用して行うことも前提とされているこ

と、デビットカードを用いた現地通貨の引出しに利用される海外ATMは、カードを発行した金融機関の管理下にあるわけではないため、必ずしもカード発行金融機関の努力でその安全性を確保することができるわけではないこと、デビット取引の利用限度額は会員の預金口座の残高であるため、デビットカードの不正利用による被害は高額に上がることがあり得ることなど、デビット取引とキャッシュカードを用いたATMによる預貯金の払戻し(振込みに係る預貯金者の口座からの払戻しを含む。)とでは重要な相違点が複数認められることからすると、デビットカードの不正利用により海外ATMから現地通貨が引き出された場合について、キャッシュカードを利用した預貯金の払戻しや振込みと同様の要件で、当該デビットカードを発行した金融機関の負担の下に会員を保護することが、当然に預金者保護法の趣旨に沿うということとはできない。預金者保護法の立法の過程で金融庁により設置された、法律やシステムの専門家から成る『偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ』における検討においても、デビットカードの問題については、今後各方面での議論が期待される旨の認識が示されており、当然に預金者保護法による保護の対象となるとは考えられていなかったことが認められる。」

(3) 「以上の点を総合考慮すると、偽造デビットカードによる海外ATMからの現地通貨の引出し及びそれに起因する預金の引落しについては、キャッシュカードを用いたATMによる預貯金の払戻しと類似する点があることを踏まえても、預金者保護法4条1項が類推適用されるということとはできない。」

判例の解説

本判決は、キャッシュレス社会の到来で利用が進むデビットカード取引の不正使用における責任関係を示した事例である(本判決の解説として、浅井弘章「デビットカードが不正使用された場合について預金者保護法の適用・類推適用が否定された事例」銀行法務21No.832(2018年9月号)67頁参照)。

一 争点①について

本件カード規定および本件補償規定の文言解釈によれば、本件引出行為が本件カードの暗証番号

を使用して行われている以上、規定の補償対象から除外されざるを得ないことになる。最高裁は、ATMの払戻しにつきキャッシュカードと暗証番号を用いている場合に銀行による暗証番号の管理不十分があるなど特段の事情がないかぎり補償から除外する免責約款を有効としている（最判平5・7・19集民169号255頁、金法1369号6頁）。本判決は、これを踏まえ、本件カード規定および本件補償規定を有効としたものといえる。

また、本判決は会員の過失の有無を要件としないことの合理性につき、暗証番号による本人確認システムのセキュリティがICチップの使用により確保されていること、その上で会員の過失の有無を要件としていないこと、会員もこの文言を承知して取引への申込みをしていることを理由に認めているが、これも上記最高裁判決を踏まえたものといえる。

なお、確保すべきセキュリティの内容・程度は、日々変わりゆく技術革新にともない変わる必要がある点に注意すべきである。

二 争点②について

1 預金者保護法4条1項は、「偽造カード等による機械式預貯金払戻し等」が行われた場合に、金融機関が払戻し等につき善意無過失であって、かつ預貯金者の重大な過失により行われた場合のみ有効なものとしている。本判決では、「本件引出行為」が「偽造カード等による機械式預貯金払戻し等」に該当するか否かが問題となった。

預金者保護法は、2005年8月に制定（2006年2月施行）された。これが当時社会問題となった偽造・盗難キャッシュカード問題に対応するものであったことは明らかである（石田祐介『偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律』の概要）金法1751号（2005年）22頁、山田誠一「偽造キャッシュカード・盗難キャッシュカードとATMからの払戻し」金法1764号（2005年）53頁など参照）。預金者保護法1条に、「偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払い戻し等による被害が多数発生していることにかんがみ」とあることから、当時の社会問題が背景にあることが読みとれる。一方、デビットカードは当時すでに利用可能ではあった（1998年6月に日本デビットカード推進協議会設立、

翌年1月に活動開始）が、キャッシュカードのような社会問題は認識されていなかった（デビットカードにつき、後藤紀一「J-Debitの法律構成の問題点と提言」関大法学研究所『学術フロンティア研究成果報告書「国際金融革命と法」第1巻』（2005年）3頁など参照）。

2 本判決では、本件引出行為に対して、預金者保護法の適用を認めなかった。

預金者保護法制定当初の目的がキャッシュカード問題への対応であったこと（本判決もそれを指摘する）などを考慮すれば、その結論は妥当である。しかし本判決の示す理由については、いくつかの疑問が残る。

本判決は、本件引出行為と、預金者保護法の「機械式預貯金払戻し」の違いを理由として、この結論を出すに至っている。すなわち、まず本件引出行為は現地通貨の引出しであり会員口座からの現金引出しではないことなどを理由に、預金の「払戻し」にあたらぬとし、また会員からの指示ではなく加盟店（海外金融機関）からの利用情報に基づいた会員口座からの引落し・送金であることなどを理由に、「振込み」にあたらぬとした。

しかし、預金者保護法が「預貯金等契約に基づき預貯金者に交付された預貯金の引出し用のカード」（2条3項）の偽造・盗難カードによる「機械式預貯金払戻し」（2条6項）を対象としていることからすれば、デビットカードの場合はそもそも「引出し用カード」に含まれないとしてよかつたのではないと思われる。

また、本判決が指摘する違いを認める場合、以下の疑問がある。まず、本件引出行為が海外ATMの利用による現地通貨の引出しであるから、会員口座からの現金引出しではないことを理由としている点である。そうすると、国内での使用の場合、適用対象と認めてよいという趣旨になるがそれでよいのであろうか。また、会員からの指示ではなく加盟店（海外金融機関）からの利用情報に基づく引落としおよび送金であることから「振込み」とも異なると指摘する。しかし、金銭の移動の仕組みは指摘が正しいとしても、カード使用は会員の指示でないといえるだろうか。会員の指示によらないカード使用はあるのであろうか。カードを使用する以上、それ自体当然会員の指示を前提としているというべきであろう。

3 本判決は、本件引出行為に対して、預金者

保護法4条1項の類推適用についても認めていない。

この結論は疑問である。預金者保護法は直接的には、キャッシュカードによる不正使用を念頭においていることはすでに述べた通りであるが、その制度趣旨を考えた場合、デビットカードの不正使用を含めてもよいと考えられるからである。

本判決は、キャッシュカードとデビットカードの場合に重要な相違点があるため、デビットカード利用の場合を保護の対象とすることが預金者保護法の趣旨に沿わないとする。その相違点として、①法律の保護対象がATMによる取引で対面取引は対象外とされるところ、本件引出行為が対面取引の際の端末利用によるものであること、②本件引出行為が行われた海外ATMは本件カードを発行した金融機関の管理下にないため、金融機関の努力で安全性の確保ができないこと、③デビットカードの引落限度額は残高であるため、キャッシュカードより高額になる可能性があることをあげる。

確かにデビットカードとキャッシュカードの仕組みには異なる点がある。しかし、同じ点もある。本判決は違いだけを強調するが、問題は、これらが預金者保護法の制度趣旨とどのようにつながるかである。

デビットカードもキャッシュカードも、カードによるATMの使用によって、指示された一定額を預金者の口座から払戻しする点で共通している。しかも、利用者からすれば、現金やクレジットカード払いではなく、デビットカードを選択する意味は、いわばキャッシュカードで直接支払うことができる仕組みの一種と考えているからであろう。そうだとすれば、偽造・盗難カードによる不正使用の問題も同様に生ずることになる。

そこで、両者の違いについてみると、判決には、以下のような疑問が生ずる。

①の点であるが、本判決はデビットカードが対面取引であると述べている。もちろんデビットカードを用いた「売買ないしサービス提供契約」は対面取引といえるが、デビットカードは代金支払いの手段であって、その使用はネットワーク端末を利用しているから、その点では対面取引といえない。むしろ、ATM使用そのものといえるであろう。

②の点について本判決は、海外ATMであるた

め、デビットカードを発行する金融機関の管理下にないと述べている。これは海外であるから管理下にないと意味なのであろうか。海外で利用できる国際カードとして発行していながら、管理できないから無関係といえるのか。国際ブランドとの契約によって管理可能であろう。一方で、もし直接の管理下にないと意味なら、国内のキャッシュカードも、他行等のATMなどは直接の管理下にないとということになるが、それでよいのだろうか。

③の点につき、本判決は相対的な違いとして払戻額の多寡をあげるが、これは金融機関側のシステム上の問題であるとともに、契約上変更可能なものであり、これ自体をもって根本的な違いとすることができるのであろうか。

4 預金者保護法は、預貯金者の保護とともに、「預貯金に対する信頼確保」も重要な目的としている。デビットカードはクレジットカードと異なり、短時間のうちに決済され、預金口座の枠内での利用に限定されており、キャッシュカードから現金を引き出す手間を省き、売買やサービス提供契約を行う店舗でキャッシュカードを使用し代金を支払う仕組みともいえよう。その意味でデビットカードはキャッシュカードと同視でき、「預貯金に対する信頼確保」の観点からもデビットカードの不正使用も対象とすべきである。

最後に、預金者保護法は当面の社会問題がキャッシュカードだったため、預貯金の引出用カードと限定しただけで、デビットカードが社会問題化すれば、当然デビットカード取引も対象にする趣旨であろう。その場合、法改正をすべきともいえるが、法改正するまでの間は制度趣旨をもって類推適用すべきであろう。それをしないと、デビットカードの使用を妨げる誘因となり、キャッシュレス社会の到来を遅らせる結果を招くことにもなる。

5 多くの疑問を指摘したように、実務状況を含め今後検討すべき課題は多い。本件のようなデビットカードの不正使用については、預金者保護法4条1項を類推適用した上で、預貯金者の重大な過失の有無を判断するという方向性で考えるべきではないか。